

表-3 二酸化窒素(NO₂), 浮遊粒子状物質(SPM)の年間測定結果(2023年度)

測定項目	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)			
	環境基準の達成状況	日平均値の年間98%値	年平均値	環境基準の達成状況	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	年平均値
監視局	達成 ○ 非達成 ×	(ppm)	(ppm)	達成 ○ 非達成 ×		(mg/m ³)	(mg/m ³)
羽田※1	—	—	—	—	—	—	—
護国寺	○	0.038	0.015	○	無	0.023	0.009
加平	○	0.035	0.018	○	無	0.031	0.013
枝川	○	0.044	0.022	○	無	0.035	0.014
湾岸八潮	○	0.041	0.021	○	無	0.034	0.014
扇	○	0.038	0.016	○	無	0.033	0.014
堀船	○	0.033	0.014	○	無	0.030	0.013
滝野川	○	0.036	0.016	○	無	0.032	0.015
西新宿	○	0.034	0.016	○	無	0.027	0.012
大橋	○	0.037	0.020	○	無	0.024	0.009
五反田	○	0.036	0.014	○	無	0.026	0.011
汐入	○	0.038	0.017	○	無	0.033	0.014
元町	○	0.037	0.017	○	無	0.030	0.013
中村小	○	0.035	0.013	○	無	0.030	0.011
永田町	○	0.031	0.012	○	無	0.030	0.012
大師	○	0.042	0.019	○	無	0.031	0.012
錦町	○	0.042	0.021	○	無	0.028	0.011

※1 羽田環境監視局は測定を休止

表-4 環境基準と評価方法(長期的評価)

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価する。 ただし、基準値を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。